

北上市告示乙第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年2月1日

北上市長 八重樫 浩 文

1 事業所番号

特定相談支援 0330600081

障害児相談支援 0370600108

2 事業所の名称及び所在地

名 称 グラス相談支援事業所

所在地 北上市滑田19地割120番地10

3 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

事業者の名称 特定非営利活動法人 m a z e l . b e

主たる事務所の所在地 久慈市門前第3地割152番地1

代表者の氏名 代表理事 吉 田 立 盛

代表者の住所 青森県八戸市田向一丁目14番10号

4 指定等の年月日

指定有効期間開始日 令和6年2月1日

指定有効期間満了日 令和12年1月31日

5 事業の種類

指定特定相談支援

指定障害児相談支援

6 事業の主たる対象者

特定なし